

設計等業務委託に係る応募者リストの登録「募集要領」
(委託費1,000万円未満)

2026年4月20日
契約責任者
日本郵政建築株式会社
関東支社長
遠藤 喜裕

当支社が委託する設計等業務委託（耐震改修設計業務、積算業務及び工事監理業務等を含む）に係る応募者リストに登録を希望する者を募集しますので、次により技術資料を提出してください。

1 概要

- (1) 件名 設計等業務にかかる応募者のリスト登録
- (2) 目的 本件は競争参加者の指名及び見積書の入手先の選定を行うために、提出された技術資料を審査し、参加者を特定するものです。
なお、本募集により特定された者は、別途、日本郵政建築株式会社が委託する設計等業務委託に係るリストに登録されます。
- (3) 業務内容 1,000万円未満（税抜き）の建築を主体（「建築単独」又は「建築、電気・空調衛生」とする設計等業務委託と、設備を主体（「設備単独」又は「設備、軽微な建築」とする設計等業務委託とします。ただし、専門的委託等は除くものがあります。
- (4) 期間 2026年7月1日から2031年6月30日まで。
- (5) 募集業種 建築を主体とする設計等業務と設備を主体とする設計等業務の2業種とします。

2 応募資格要件

(1) 一般要件

ア 次の(ア)から(キ)に該当しない者であること。

(ア) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

(イ) 以下の各号に該当し、日本郵政建築株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- a 不正又は不誠実な行為をした者
- b 不法行為をした者
- c 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
- d 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- e 契約相手方として不適切であると認められる者
- f その他、日本郵政建築株式会社に損害を与えた者

- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
- (エ) 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。
- a 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
 - b 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - c 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - d 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - e 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - f 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (オ) 技術資料等の提出期限までに日本郵政グループ各社、国土交通省、内閣府沖縄総合事務局又は都道府県から建設コンサルタント業務等に関し競争参加（指名）停止を受けている者。
- (カ) 2025 年度以降の日本郵政建築株式会社関東支社から受託した設計等業務の成績において「不可」の通知を受けている者。
- (キ) 2025 年度以降の日本郵政建築株式会社関東支社から指名競争入札を受けたが、すべての指名に対して辞退した者。

(2) 業務実績及び配置予定技術者の要件

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者で、下記設計等の実績要件を満たしていること。

応募者に求める業務実績の要件	<p>(1) 建築を主体とする者</p> <p>ア 新築、増築、模様替工事の設計業務希望者 次に示す①又は②のいずれかの設計実績を合計 3 件以上 なお、積算業務のみ若しくは工事監理業務のみの受託を希望する場合は、それぞれの業務実績も可とする。</p> <p>イ 耐震改修設計業務のみの希望者 ③の設計実績を構造種別ごとに 1 件以上</p> <p>① 2016 年度以降に業務が完了した「設計等業務委託に係る募集説明書」の「別表 1」に示す施設の設計業務で、500 m²以上の新築、増築工事。</p> <p>② 2016 年度以降に業務が完了した日本郵政グループ各社施設の設計業務で、新築、増築、模様替工事、又は耐震改修工事。</p> <p>③ ①あるいは②に示す施設（面積要件なし）で希望する構造種別ごとの耐震改修設計業務（耐震診断、補強計算、実施設計）</p> <p>(2) 設備を主体とする者 次に示す①又は②のいずれかの設計業務の実績を合計 3 件以上有すること。 なお、工事監理業務のみの受託を希望する場合は、工事監理業務の実績も可とする。 （協力事務所としての実績も可とする）</p> <p>① 2016 年度以降に業務が完了した「設計等業務委託に係る募集説明書」の「別表 1」に示す施設の設計業務で、次に示す受変電設備及び空気調和設備のいずれかを満足する新築、増築又は模様替工事に伴う設備工事。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 受変電設備 6.6Kv 以上の受電電圧で変圧器容量合計が 100kVA 以上・ 空気調和設備 空調機能力の合計が 100kW 以上 <p>② 2016 年度以降に業務が完了した日本郵政グループ各社施設の設計業務で、新築、増築又は模様替工事に伴う設備工事。</p>
配置予定技術者に求める要件	<p>管理技術者（注 1）として実務経験年数が 10 年以上の自社社員を 1 名配置することができ、次の要件を満足すること。 なお、自社社員であっても、実質的に派遣形態である場合は認めない。</p> <p>(1) 建築を主体とする者 一級建築士であること。</p> <p>(2) 設備を主体とする者 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（注 2）、一級建築士のいずれかであること。</p>
その他	<p>応募者が、他の応募者の協力事務所となっていないこと。 ただし、設備を主体とする業務の応募者が建築を主体とする業務の協力事務所となることは差支えないものとする。</p>

(注 1) 配置予定技術者は、業務の技術上の管理及び統括を行う。

なお、業務の委託に際して、当該申請された配置予定技術者と異なる者を配置する場合は、同様の要件を満たすことを証する書類を提出し委託者の確認を受けるものとする。この場合、一般要件又は当該配置予定技術者の要件を満たすことが認められない場合は、指名を取り消すことがある。

(注 2) 「技術士」の分野は「電気・電子部門」、「衛生工学部門」とする。

3 技術資料提出担当部署

区分	担当部署	電話番号	住所
技術資料提出先	日本郵政建築株式会社 関東支社 業務部 営業・契約担当	048-633-4822	〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目45番地 松亀センタービル4階
技術資料審査	日本郵政建築株式会社 関東支社 建築部（建築主体） 設備部（設備主体）	建築部 048-633-4821 設備部 048-633-4821	日本郵政建築（株）関東支社

4 技術資料等の手続き等

手続等	期間・期日・期限（注1）	場所
技術資料作成に係る資料の交付	2026年4月20日（月）から 2026年5月13日（水）まで	日本郵政建築ホームページからダウンロード（注1）
参加表明書（技術資料等）受付締切り	2026年5月13日（水）までに 持参（注2）又は郵送（締切日までに必着）により提出	上記3の技術資料提出先
競争参加者の特定通知日	2026年6月22日（月）	書面により通知

（注1）日本郵政建築の調達情報（<https://www.jp-ae.japanpost.jp/procurement/>）

（注2）上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後4時（正午から午後1時の間を除く。）

5 参加表明書の提出等

(1) 参加表明書の提出方法

参加表明書は前記4に示す期限、場所に持参又は郵送（一般書留郵便に限る）により提出すること。電子メールによるものは受け付けない。

(2) その他

参加表明書等に対する審査結果通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手（890円）を貼付した長3号封筒を併せて提出すること。

6 競争参加者を特定するための基準

(1) 応募者の業務の実績

(2) 配置予定の技術者の資格、経験年数

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は、技術協力の予定を含む）

7 その他

詳細は設計等業務委託に係る募集説明書による。